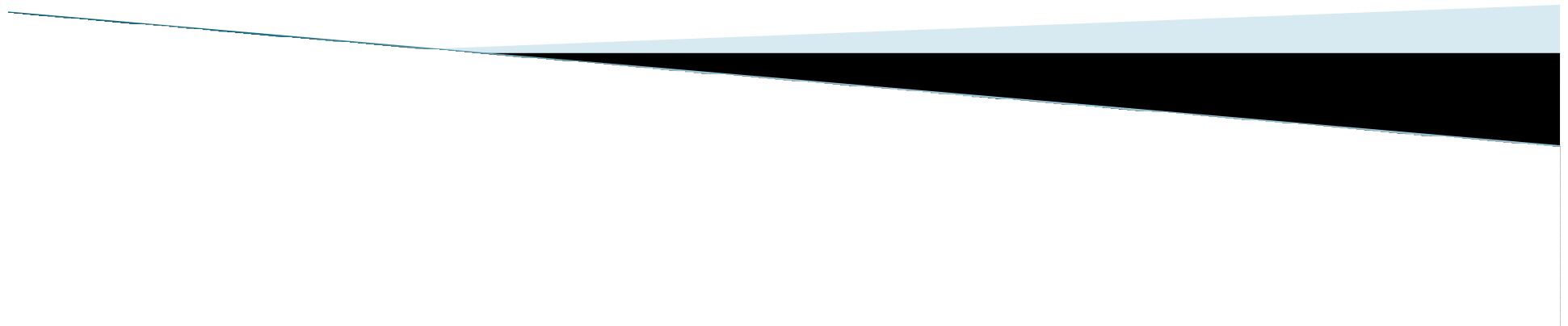


上級簿記 【第12回】

2012年度春学期
山根 陽一



分配可能額

- 剰余金のうち、配当できる金額の上限
- ▶ 剰余金の金額
 - 前期末の剰余金に分配時までの剰余金の増減を加減した、分配時の剰余金
 1. 前期末の剰余金の計算
 - 前期末のその他資本剰余金とその他利益剰余金の合計
 2. 分配時の剰余金の計算
 - 利益準備金から繰越利益剰余金への振替、自己株式の処分などを加減
 - $\text{分配可能額} = \text{分配時の剰余金} - (\text{分配時の自己株式の帳簿価額} + \text{前期末から分配時までの自己株式の処分対価} + \text{のれん等調整額} + \text{その他有価証券評価差額金 (マイナスの場合)})$

分配可能額

- のれん等調整額 = のれん \times 1/2 + 繰延資産
- a. のれん等調整額が資本等金額以下の場合
 - ・ のれん等調整額 \leq 資本金 + 資本準備金 + 利益準備金の場合
 - ・ \Rightarrow 剰余金から差し引くのれん等調整額は **ゼロ**
- b. のれん等調整額が資本等金額を超える場合①
 - ・ のれん等調整額 $>$ 資本金 + 資本準備金 + 利益準備金 の場合
 - ・ のれん等調整額 \leq 資本等金額 + その他資本剰余金の場合
 - ・ \Rightarrow 剰余金から差し引くのれん等調整額は **のれん等調整額と資本等金額の差額**
- c. のれん等調整額が資本等金額を超える場合②
 - ・ のれん等調整額 $>$ 資本金 + 資本準備金 + 利益準備金 の場合
 - ・ のれん等調整額 $>$ 資本等金額 + その他資本剰余金の場合
 - ・ \rightarrow ②-1: **資本等金額 + その他資本剰余金 \geq のれん \times 1/2**
 - ・ \Rightarrow 剰余金から差し引くのれん等調整額は **のれん等調整額と資本等金額の差額**
 - ・ \rightarrow ②-2: **資本等金額 + その他資本剰余金 $<$ のれん \times 1/2**
 - ・ \Rightarrow 剰余金から差し引くのれん等調整額は **繰延資産 + その他資本剰余金**
- 手順(①、②、③)を算出して比較、計算)
 - ① のれん等調整額(のれん \times 1/2 + 繰延資産)
 - ② 資本等金額(資本金 + 資本準備金 + 利益準備金)
 - ③ 資本等金額 + その他資本剰余金

新株予約権

- 新株予約権者が権利を行使したときに、会社が新株を発行(または自己株式を譲渡)する義務

▶ 新株予約権の流れ(会計処理)

1. 新株予約権の発行時

- 新株予約権の払込金額を**新株予約権**(純資産の部)で処理
 - **発行数**: 新株予約権1個につき株式を何株発行するか
 - **行使価額**: 1株いくらで購入できるのか
 - **権利行使期間**: いつまでに権利行使すべきなのか

2. 権利行使時

① 新株を発行する場合

新株予約権	××	資本金	××
当座預金など	××	(資本準備金)	××

② 自己株式を処分(交付)する場合

新株予約権	××	自己株式	××
当座預金など	××	(その他資本剰余金)	××

3. 権利行使期間満了時

- **新株予約権戻入益**(特別利益)で処理

ストックオプション

- 会社が従業員に対して、報酬として自社の新株予約権を与えること
 - ・ 権利確定日: 権利が確定した日
 - ・ 対象勤務期間: 付与日から権利確定日までの期間
 - ・ 権利行使期間: 権利確定日から権利行使期間満了日まで

▶ スtockオプションの会計処理

1. 権利確定日以前の会計処理(決算時)

株式報酬費用 × × 新株予約権 × ×

- ・ $\text{株式報酬費用} = \text{公正な評価額} (\text{公正な評価単価} \times \text{ストックオプション数}) \times \text{付与日から当期末までの期間} / \text{対象勤務期間}$
 - ※ 見積りの変更があった場合には、変更後のストックオプション数で計上

2. 権利行使時

新株予約権 × × 資本金 × ×
当座預金など × × (資本準備金) × ×

3. 権利行使期間満了時

- ・ 新株予約権戻入益(特別利益)で処理

新株予約権付社債

- 新株予約権が付いた社債のこと
- ▶ 転換社債型新株予約権付社債
 - 権利行使時に社債を償還して、その代金を新株の対価に充当することが定められている新株予約権付社債
 - 会計処理
 - ・ 区分法
 - ・ 社債と新株予約権を分けて処理する方法
 - ・ 一括法
 - ・ 社債と新株予約権を分けずに処理する方法
 - 1. 発行時
 - 2. 決算時
 - 3. 権利行使時
 - 4. 権利行使期間満了時
- ▶ その他の新株予約権付社債
 - 上記以外の新株予約権付社債
 - 新株予約権が行使されたときに、行使価額について現金預金または社債などで払込みを受ける新株予約権付社債
 - 会計処理
 - ・ 区分法

新株予約権付社債

▶ 転換社債型新株予約権付社債(区分法)

1. 発行時

- 社債(固定負債)は払込金額、新株予約権(純資産の部)は対価で処理

当座預金等	××	社債	××
当座預金等	××	新株予約権	××

2. 決算時

- 社債は償却原価法で帳簿価額の調整&社債利息の計上

3. 権利行使時

- 新株予約権と社債の帳簿価額を資本金などに振替

社債利息	××	社債	××
社債	××	資本金	××
新株予約権	××	(資本準備金)	××

4. 権利行使満了時

- 新株予約権戻入益(特別利益)で処理

